

特定計画ワーキンググループでの検討の方向

7月18日（第1回）及び8月7日（第2回）に開催された本WGにおける課題ごとの検討の方向は、次のとおり。

第1 課題ごとの検討概要

I. 広域的な鳥獣保護管理（第1、2回WG）

1. 広域的な鳥獣保護管理の必要性

- ・ 地域個体群が複数の都道府県にまたがり、関係都道府県が連携して保護管理を行わなければ、安定的な個体群の維持や被害の軽減が図れない鳥獣の種については、そのような連携が可能となるような仕組みが求められている。

2. 対象地域の考え方

- ・ 保護管理の対象地域は、対象となる鳥獣の種別に、地域個体群レベルあるいは広域管理ユニットレベルで、過去から現在にわたる長期的な生息状況、被害状況等を考慮して、総合的に決めるものとする。なお、対象種別の地域個体群あるいは広域管理ユニットの範囲は「特定鳥獣保護管理計画策定技術マニュアル」により提示するものとする。
- ・ 保護管理の対象地域は、隣接都道府県を越える範囲にわたり連続して分布する地域個体群の範囲を基本とするが、一つの地域個体群の中で保護管理方法が異なる等、必要がある場合は、対象地域の範囲を変えるものとする。

3. 対象地域個体群の考え方

- ・ 隣接都道府県を越える範囲にわたり連続して分布し、広域的な鳥獣保護管理を行わなければ安定的な個体群の維持や被害の軽減など適切な鳥獣保護管理が望めない地域個体群を対象とする。なお、広域的な鳥獣保護管理の必要性については、対象種の個体の行動圏、生息数動向、被害規模、繁殖力、分布の連続性等、各種パラメータを考慮して総合的に判断するものとする。

4. 広域連携方法について

- ・ カワウやツキノワグマ等、行動圏の広い種では、国、地方自治体及び関係団体等が参画する広域協議会を設置し、当該協議会が、科学委員会を設ける等、科学性、客観性を担保した広域保護管理指針を策定し、各都道府県は、当該指針と整合のとれた特定鳥獣保護管理計画を策定するものとする。また、それ以外の鳥獣についても生息域が複数の県にまたがるものの地域個体群が孤立するなどの理由により、広域的な鳥獣保護管理を行わないと安定的な維持が望めない場合に上記に準じた広域連携の枠組みを設けるものとする。

- ・ 広域の連携は、対象種別に行うとともに、既存の地方ブロック単位の連絡調整会議等の開催回数を増やす等、恒常的に野生鳥獣の生息状況や被害状況に関する情報共有を行い、都道府県の特定計画に反映させるよう努めることとする。なお、地方ブロック単位での情報共有が進むよう、国は、生息状況や被害状況に関する情報提供や連携の枠組みに関し、支援するものとする。

5. 広域保護管理指針について

- ・ 広域保護管理指針は、地域個体群全体あるいはその一部についての保護管理の方向性を示すものであり、個別の実行計画としては、各都道府県が、広域保護管理指針と整合のとれた特定鳥獣保護管理計画等を作成するものとする。
- ・ 広域保護管理指針に定めるべき項目は以下のとおりとする。

- 1 広域的な保護管理の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 広域的に保護管理すべき区域
- 5 広域的な保護管理の目標
 - (1) 現状
 - (2) 保護管理の目標
 - (3) 目標を達成するための広域的な連携施策の基本的考え方
- 6 広域的な保護管理における数の調整に関する事項
- 7 広域的な保護管理における生息地の保全及び整備に関する事項
 - (1) 生息環境の保全
 - (2) 生息環境の整備
- 8 広域的な保護管理における被害防除対策
- 9 その他広域的保護管理のために必要な事項
 - (1) モニタリング等の調査研究
 - (2) 広域的な実施体制
 - (3) 都道府県協議会
 - (4) 普及啓発
 - (5) その他

また、項目別の詳細な内容については、別途整理する「特定計画策定技術マニュアル」に国が示すこととする。

【主な指摘事項】

- ・ 地域個体群については、国がその概念も含め、輪郭や保護管理の方向性を示す必要がある。
- ・ 国は、広域連携の対象地域として、5年に一度可変的な広域管理ユニットを示す必要がある。
- ・ 地方ブロック単位での情報共有及び、そのための体制作りが必要。
- ・ 広域保護管理指針の実効性及び拘束力をどのように担保していくかが課題。
- ・ 広域指針の項目やその内容が明確になっていない。
- ・ 広域保護管理という観点から、どの都道府県が特定計画を策定すべきかを明確にすることが必要である。

- ・環境省は、特定計画に関する資料、情報、データを集積し、必要に応じて都道府県に提供する必要がある。
- ・特定計画の中だけで生息環境管理を担保することが難しいため、自然環境保全の地域計画の中に特定計画を組み込む事が必要。
- ・特定計画の評価や実施状況のモニタリングをするシステムが必要である。
- ・特定計画の統一性及び国と地方自治体の役割分担が必要。

Ⅱ. 下位計画（実施計画）の考え方（第2回WG）

1. 下位計画（実施計画）の必要性

- ・たとえばツキノワグマには、捕獲の権限が市町村に委譲されている場合等、特定計画に示されている捕獲数の上限を超えてしまうことや、市町村レベルでは奥山放獣の場所の選定が困難であること等が、問題として指摘されている。これらの問題を解決するため、特定計画の下位計画として実施計画を策定することが必要とされている。また、特定計画の対象地域に該当する市町村等が下位計画を策定することにより、より詳細な被害状況に応じた、適切な対策を実施し、特定計画の効果的な推進を図ることとする。

2. 下位計画（実施計画）の種類と策定について

- ・下位計画（実施計画）は、特定計画を策定している都道府県及びその対象地域に該当する市町村が、期間や対象地域の要素を組み合わせで策定するものであり、対象地域は該当都道府県全域、市町村区域、管理ユニット及び集落等とする。
- ・下位計画（実施計画）を策定する際は、特定計画の有効性が高くなるよう、期間が短く、対象地域を市町村域や管理ユニットとする。
- ・国は特定計画の効果的推進のため、下位計画の策定が進むよう、策定が必要な個体群の状況、および期間と地域の組み合わせについて、考え方を「特定鳥獣保護管理計画策定技術マニュアル」により提示する。

【主な指摘事項】

- ・保護が優先されるツキノワグマ等の種については、捕獲権限を有する市町村が主体的に保護の観点を考慮するような計画が必要。
- ・有効な被害対策を行うには、地域住民の意向がきめ細かく反映できるような下位計画が必要。
- ・市町村が策定する場合、予算の担保がないと計画に市町村の要望が反映できない。
- ・集落レベルの計画などの位置付けとそれに対する指導、調整などが必要。
- ・個体数管理は市町村に担ってもらう部分が大きいため、国、都道府県、市町村の役割を明確化することが必要。
- ・計画の枠組みを明確化するため、モデル事業を実施することも必要。

第2 今後の検討予定

第3回WG会合での検討課題である「効果的なモニタリングと効率的なフィードバックについて」の議論もふまえ、各課題について、改めて基本指針へ盛り込む記述を整理する予定。

